

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成24年8月29日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（6名）

委員長	清水正二君	副委員長	藤田悟君
	坂本一之君		山本英俊君
	藤原正夫君		小浦宗光君

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

河野勝彦君	小澤重則君
斉藤芳夫君	米山昇君
山本今朝雄君	有泉庸一郎君
内藤久歳君	名取國士君
保坂芳子君	樋泉明広君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	花形保彦君	上下水道部長	猪股兼幸君
建設課長	米山徳彦君	都市計画課長	武川訓君
農林振興課長	今村親弘君	商工観光課長	花輪正純君
上水道課長	飯沼覚君	下水道課長	廣島眞君
双葉支所 地域課長	興石倫雄君	敷島支所 地域課長	内田隆君
建設総務係長	新海順一君	建設土木係長	小林信生君
建築開発指導 係長	三沢宏君	整備係長	末木永喜君
農林総務係長	興石春樹君	商工労働係長	飯沼源治君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 金 丸 博 書 記 小 澤 明  
書 記 興 石 文 明 書 記 松 井 恵 美

開会 午後 1時27分

○書記（松井恵美君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集大変お疲れさまでございます。

それでは、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりごあいさつをいただきまして、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、清水委員長、お願いいたします。

○委員長（清水正二君） 連日のご参集ご苦労さまでございます。

さきのオリンピックでは参加したすべての国、地域から女性選手が出場するという形の中で、また男子400メートルにおいては、南アフリカの義足のランナーのピストリウス選手、非常に記憶の新しいところだと思いますが、そういった中で、いろいろな境界を越えた境界なき五輪というふうに言われているそうですが、またきょうからパラリンピックが始まるとのことでございます。

また、暦の上では処暑を過ぎておりますが、まだまだ猛暑日が続いております。寝不足等、夏の疲れが出るころかとは思いますが、委員各位には健康管理を十分にさせていただきますよう、また本日の委員会の慎重審議をお願いいたしまして、私のあいさつといたします。

座って失礼します。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（清水正二君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしという声がありましたので、異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、まず条例等の審査を行います。

議案第53号 市道路線認定の件を議題といたします。

初めに、現地踏査を行います。過日の委員会で確認した路線以外の現地踏査を行い、審査につきましては帰庁後に行いたいと思います。

それでは、本日の路線についての当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでございます。

一部報告をさせていただきます、説明をさせていただきます。

市道認定に関する事務につきましては、建設管理係が行っておりまして、長谷川係長におきましては、8月26日お母様のご逝去されたということで、忌引でございます。本日欠席ということでございますので、報告させていただきます。

それでは、議案集39ページをお開き願います。また、参考資料としまして、定例市議会の24ページから27ページ、図面がございますけれども、ここもまた参考にしていただきたいと思います。

本日、私舌足らずとなりますけれども、建設経済常任委員会の資料ということで、これは

1 ページ、2 ページありますけれども、現地視察の際に説明をする形となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第53号 市道路線認定の件につきましてご説明いたします。

認定をお願ひする路線につきましては、市内の民間の宅地開発により新設された道路でありまして、道路法第8条第1項及び道路法の第8条第2項の規定によりまして、議会の議決をお願ひするものであります。

地区別に路線名を申し上げますと、一覧表の路線番号258着物沢宅造2号線から40ページ、次のページ、267希望ヶ丘開発10号線までの10路線が双葉地区になります。次に、路線番号556元免許宅造1号線及び557玉幡公園南線の2路線が竜王地区になります。すべて合わせますと12路線、総延長が761.90メートルとなっております。

なお、すべて甲斐市に帰属されておまして、その路線ということになります。

それから、定例市議会資料24ページの図面の一番上、真ん中のところにありますけれども、これを今回最初に見ていただきます。そこだけ説明させていただきます。

路線番号258（認定）ということで、着物沢宅造2号線について説明します。よろしいでしょうか。

場所は双葉地区の龍地字着物沢で、中央自動車道の東側の側道の市道県道学校橋線に隣接している場所でありまして、開発に伴いまして寄附された道路であります。延長20.1メートル、道路敷幅員が5メートルから12.3メートル、12.3というのは隅切り部分のところがあります。市道認定基準要綱に適合しているということから、今回市道認定をお願ひするものであります。

なお、他の路線につきましては現地視察の際、説明させていただきます。場所的には建設経済常任委員会の資料で見ていただくと図面が1枚あると思うんですが、4カ所の開発の場所がありまして、完成しまして分譲地という形になってはいますが、その中の道路でありますので、ご視察いただいて認定のほうのご承認をいただければありがたいと思ひます。

以上で、市道の路線認定の件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

ここで現地踏査に係る委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

それでは、現地に向かいます。玄関前に車が用意してありますので、ご移動願います。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 2時55分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

現地踏査ご苦労さまでした。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでした。

現地視察をしていただいたときの視察用の資料がちょっと番地が間違っておりました。申しわけないです。建設経済常任委員会資料の1ページの路線番号手前の2番、259上ノ段宅造4号線ですね。これが議案集の39ページを見ていただきますと、起点、終点の番地が所在地、下今井上ノ段2720番3地先から下今井上ノ段2720番7地先までということで、上のをコピーして使ってしまいました。申しわけありませんでした。議案集のとおりでございます。

○委員長（清水正二君） 議案集が正しくて資料のほうが間違っておりますので、訂正をお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、議案第53号 市道路線認定の件の審査に入りたいと思います。

先ほどの現地踏査を踏まえ、これより委員の質疑を行います。質疑はありますか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。ございませんか。

名取議員。

○議員（名取國土君） ちょっとお伺いしたいんですけれども、最初の2、3見に行ったときにはごみ箱の設置場所というのがなかった。それで、後のほうのはごみ箱の設置があったんですよ。やっぱり6件ですか、たしか。何かごみ箱も義務づけているとかというのを聞いたんですけども、その辺の要請というのはどうですかね。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） ごみ箱の設置につきましては、地元の自治会との協議で、件数には余り関係なく、もちろん多いところは独自に設置していただきますけれども、地元の協議によりまして、三、四件であれば既設のごみ箱を使う場合がございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 名取議員。

○議員（名取國土君） 今見に行った後で、2と3、それからあと4、5、6、7、8とあるところはやっぱり設置してあったんですよ、見たらごみ箱が立派なのが。やっぱりそういうのを義務的なこととしていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、それは要望でいいです。自治会任せじゃなくて、分譲したときにはやっぱりそういう設置も必要だということはどうですか。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） やはりごみ箱の設置につきましては地元に任せておりますので、うちのほうは地元のほうから設置要望があれば、それに応じるように対応いたしますけれども、要望がない場合には既設のごみ箱を使うということで、そのようにしていますので、ご理解等よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第53号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第53号 市道路線認定の件を終わります。

次に、議案第47号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 議案集17ページ、定例市議会資料22ページ、23ページをお開き願います。条例の一部改正の概要と、それから新旧対照表が載っておりますので、お願いしたいと思います。

議案第47号 甲斐市手数料条例の一部改正の件についてご説明します。定例市議会資料22ページで説明をさせていただきます。

まず、概要について説明します。題名は甲斐市手数料条例の一部を改正する条例ということで、趣旨ですが、甲斐市では平成19年4月、山梨県屋外広告物条例に関する事務の移譲を受けております。申請、許可等の事務を行っている状況です。本年の3月、山梨県の屋外広告物条例の一部改正がありまして、許可の有効期間や申請手数料等は本年10月1日から改正施行するというので、甲斐市の手数料条例を改正する必要があるというものであります。

内容といたしましては、1で県条例改正における現状の課題等ですが、①としまして、昨今の看板は金属製が標準となりまして、過去によく使われておりました木製と比較すると耐久性が著しく進歩しているという状況です。

2として、1年間の許可では毎年の申請が必要となります。申請の手間が非常に大きいとの意見が多く、また審査する行政にとっても手続による事務負担が問題となっております。

3番として、全国的に1年許可の都道府県は少なくなりまして、近年市町村が独自で屋外広告物条例を制定する場合のほとんどが3年としているところです。大きいところで横浜と

か川崎とか単独で行っておりますけれども、そんな状況です。

それから、4番目として、業者からは屋外広告物の安全管理にすぐれた管理者、設置する業者ですが、管理する看板は他の看板より安全性が確保されるため、通常の許可期間より長くてよいのではないかという意見があり、これは優良な管理者、業者等の育成、増加に貢献する制度としても期待できるという状況であります。

2として、条例改正の内容です。手数料条例の第2条に徴収すべき事項及び金額の別表の56の項に次の2つの内容を追加するというものでございまして、新旧対照表を見ていただきますと、左側が新、右側が旧になっております。旧の別表第2条の関係で、これが56の項のところでございます。屋外広告物の設置の許可という項でございまして、上のほうの欄に書いてありますように、「次の広告物等が照明装置つきのものである場合は、当該手数料の額の2割に相当する額を当該手数料に加算する」という1項目がうたわれております。そして張り紙、100枚までごとに470円から始まりまして、最後にその他の広告物等ということで、1平方メートルまでごとに400円。10種類あるわけでございます。これを今回県の条例の改正に伴いまして、左側の新でございまして、次の広告物の云々の下に、「その他の広告物等において1年（堅牢な広告物等にあつては2年）を超える期間、広告物等を表示し、又は設置しようとする場合は、当該手数料の額の5割に相当する額を当該手数料に加算する」。「上述のいずれにも該当する場合は、これらの規定にかかわらず、当該手数料の額の8割に相当する額を当該手数料に加算する」というものでございます。

これを加えるという内容でございまして、22ページの3番を見てください。

条例改正の解説ということで、(1)の解説でございます。1年以内、堅牢、しっかりしたものということですが、2年以内の場合は加算はないため、1平米当たり400円、照明がついているものについては480円でありますけれども、2の①に該当する場合は1平米当たり400円掛ける1.5倍ということですから600円ということで、1年のものが2年、2年のものが3年というようなことで計算はこういう形になります。

それから、(2)の解説は、1年を超え、照明がついている②に該当する場合は、1平米当たり400円掛ける1.8倍ということで720円となります。

施行期日はことしの10月1日、県の条例の施行と同じです。

「その他」として、山梨県屋外広告物条例第7条では、許可の有効期間を定めており、堅牢な広告物は3年、その他の広告物は2年を超えることができない規定となっております。このため本年10月からの申請は新旧どちらの期間でも選択することができると。業者のほ



うで看板を設置するということになりますと、どちらの期間でも構わない。いずれ期間が長くなると高くなりますけれども、1年ごと、または2年ごとでも構わないよということでございまして、以下金額がそこに載ってあるとおり。1つだけ説明させていただきますと、有効期間旧のものを堅牢広告物2年以内、これが今現在400円、これを新でいきますと3年でですね。そうすると手数料が600円ということでございます。

それでは、議案集の中で説明を若干させていただきます。17ページのほうになります。甲斐市手数料条例の一部を次のように改正するというので、内容は先ほど説明したとおりでございますので、重複しますから省略させていただきます。

附則で施行期日ですが、この条例は平成24年10月1日から施行するという条例であります。提案理由、山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成24年山梨県条例第35号）が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

以上であります。よろしくご審議お願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 改正ということなんで、ちょっとよく読んでみても、よくわからない部分があって質問しますけれども、これずっと見ていくと、例えば普通の商店とか事業所の看板が1平方メートル以下だと、すべて無料ですか。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） 基本的には10平米以下は申請の必要はございません。10平米以上を超える、総体面積で、例えば建物に附属している看板とか、または建柱と言って、そのまま柱のところで立てている看板とか、裏とか表とかすべて足して10平米以上ですと申請の必要性があります。未満ですと必要性がないです。

○委員長（清水正二君） 再質ですか。

○議員（斉藤芳夫君） すみません、10平米以下なら無料ということですね。

○委員長（清水正二君） 三沢係長。

○建築開発指導係長（三沢 宏君） 10平米未満ですと申請の必要はありません。ただし、道標と言って、そちらの目的地に着くまでのこういった道路のところに立っている道しるべ、こちらのほうは何平米であっても必要となります。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第47号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第47号 甲斐市手数料条例の一部改正の件についてを終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第46号 甲斐市企業立地支援条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。

それでは、議案第46号 甲斐市企業立地支援条例の制定の件についてご説明いたします。  
議案書13ページをお願いいたします。

議案第46号 甲斐市企業立地支援条例の制定の件について。まず、提案理由についてご説明したいと思います。

16ページをお願いいたします。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢にかんがみ、本市における中小企業等の企業立地の促進と雇用機会の拡大を図るために、市内に事業所等を新設する事業者に対して奨励措置の規定を定め支援をする必要がある。これが提案理由であります。

それでは、お戻りいただき、13ページ、各条例の条文についてご説明いたします。

13ページ、第1条企業立地支援条例の制定の目的については、市内に事業所等を新設する事業者に対して奨励金による措置を講ずることにより、本市への企業立地を促進し、産業の振興と雇用の機会の拡大を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的といたしました。

次に、第2条の定義についてですが、第2号の事業所等は、事業の用に供する施設で、規則で定める業種に適合する施設といたしました。定例議会の資料のほうの5ページをお開きいただきまして、資料のほうの規則の案の第2条、ここに支援対象業種を規定いたしました。第2条の第1号統計法による事業分類といたしまして製造業、第2号の情報通信業、3号の運輸・郵便業、4号の各種卸売業からその他の卸売業まで、第5号は学術・開発研究関係、第6号は、この事業の目的を達成するために市長が認めた施設、以上の6項目の業種といたしました。

議案書の13ページのほうへお戻りいただきまして、第2条の第3号です。新設とは事業者が新たに土地を取得し、事業所等を建設すること。固定資産税とは地方税法に規定する土地家屋及び償却資産に賦課される税をいうこととします。

続きまして、第6号常時雇用の従業員とは常時雇用することにされた従業員で、雇用保険法に規定する被保険者と規定しました。

第7号は市税等。市税については市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税といたします。

第3条の措置の奨励措置の種類ではありますが、第1号の立地奨励金と第2号の雇用奨励金といたします。

第4条の奨励措置要件については、事業所等を新設する事業者が次の要件に該当するもの

として対象として指定する。

14ページを続いてお願いいたします。

指定要件といたしまして、新設する事業者の敷地面積が1,000平米以上であること。第2号は建物の延べ床面積が500平米以上であること。3号として、新たに雇用する常時雇用の従業員が5人以上であること。第4号として、納期の到来した市税等を完納していること。これらの面積要件につきましては、甲斐市の工業地域等の用途地域の中を調査いたしまして、現況に合わせた面積を指定要件といたしました。

第7条立地奨励金についてですが、立地奨励金については操業開始後、以降最初に固定資産税が課される年度から起算して3年度を限度として、各年度に納付した固定資産税に相当する額の範囲内とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てることといたしました。

第8条の雇用奨励金のほうにつきましては、事業所等の操業開始前の3か月から操業開始日以後の3か月までの間に市民である常用雇用者を3人以上雇用し、かつ12か月以上継続して雇用した指定事業者に対して交付することといたしました。第2項の雇用奨励金の額については、市民の常時雇用者人数に20万円を乗じた額として、交付は1回といたしました。第3項の奨励金の1指定業者に対しての限度額は200万円を限度といたします。

第9条の交付申請及び決定ですが、第1号の立地奨励金については、各課税年度の固定資産税の完納した日以後に交付の申請を行い、奨励金の交付時期は当該各年度の翌年度に交付するものといたしました。第2号の奨励金は操業開始日から起算して15か月を経過した以後に交付申請を行うことといたしました。

続いて、15ページのほうをお願いします。

第11条指定業者の取り消しにつきましては、1号から8号に該当するときは指定を取り消すことといたしました。第1号については、第4条の奨励金の指定要件に該当しなくなったとき。第2号については、操業開始から10年以内に休止もしくは廃止と同様の状態に至ったとき。第3号は指定にかかわる事業以外の用途に供したとき。第4号については、事業所等において環境基本法に規定する公害を発生させ、その排除のために改善措置を講じなかったことなど、8項目といたしました。

続きまして、第12条奨励金の返還ですが、交付した奨励金がある場合、前条の規定で指定を取り消された場合は、期限を定めてその全部または一部を返還させることができるといたしました。第2項の前条11条により指定を取り消された事業者は、既に交付された奨励

金の返還義務を負うものと規定いたしました。

最後に、この附則は24年10月1日から施行といたします。

最後になりますが、この甲斐市企業立地支援条例の制定については、厳しい経済雇用情勢の中、現在甲斐市の企業立地支援に関する助成制度は、県の助成制度と連動している甲斐市産業立地事業費助成金交付要綱があります。ですが、この要綱による要件が土地取得を除く投下固定資産が5億円以上、新規雇用が10人以上と多額な投資額及び新規雇用が必要となる要件になっており、工場等を立地する小規模事業者には非常に厳しい助成条件となっております。そのため、今回甲斐市独自の企業立地支援にかかわる優遇制度の条例化を図り、新規に企業を立地する事業者に対して支援して、雇用の拡大を図ることを実施することとしたものです。

以上、甲斐市企業立地支援条例の制定の件について説明いたしました。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これにつきましては前回説明を受けたり、私ども商工会にも絡んでいすることで、商工会からも説明を受けたところですけども、県のあれだと、新規雇用が10人以上ということで、大変厳しいということで、甲斐市独自であれするんですけども、ただ一つちょっと私も今回一般質問の中にもこれ絡むことがあるんですけども、該当する職種なんですけれども、一応前回のちょっと説明だと、情報、運輸とか卸売、いろいろあるわけですけども、最後に「市長が適当と認めた施設」というのは、これ以外にどんなものがあるかということをちょっと、きのうのちょっと商工会の理事会のほうでも出たんですけども、業種についてちょっとお聞かせ願えますか。わかる範囲で結構です。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 条例の中の対象業種になりますが、製造業、情報通信、運輸、郵便、卸業、卸業の中、あと学術・開発研究機関ということで、それ以外に市長が認める範囲という、項目の分類の対象業種の中以外で言いますと、想定できるのが小売業、サービス業が今のところそれ以外の項目になりますが、またそれは条例どおり検討をしたいと思ます。

○委員（藤原正夫君） わかりました。はい、いいです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（藤原正夫君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） この条例はいい条例だと思いますよね。もっと早く制定してもよかったような気がしますけれども、今回条例制定することで、何か大きな理由があって、こんなふうな制定をするようなことになったわけですか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 私も4月から商工観光課長を命ぜられて、各市の状況を調べますと、関係近隣12市、ほとんどの市が内容は皆異なりますが、こういった独自の条例を制定して、企業誘致に向けて支援策を打っているのが他市の状況で、甲斐市でもちょっとこれまでなかったもので、早急に他市におくれをとらないように、今回ご提案させていただきました。

○委員長（清水正二君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 他市の状況、ほかの市の状況が私にはよくわかりませんが、ただ、この立地奨励金、例えば固定資産税が3年を限度とするとか、これをもっと長くできないかというような考えもありますし、また奨励金も1回だけとありますけれども、これも1回だけでなく、もっと長くできないとか、そして200万円を限度とするといいますけれども、限度ももう少し大きくするとか、そうしないと、この甲斐市にせいかくこの条例が制定されても、甲斐市にはこういう優遇な措置があるから、どうせ企業を起こすんだったら甲斐市へ行ってやろうという、そういう気持ちで、魅力がまだこれじゃ少ないような気がするんですけども、ほかの市に負けないような好条件をもっとつくりたいかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 他市の状況も検討した結果なんですが、他市の状況を見ますと、やはり投下固定資産の額を5,000万とか新規雇用30人とか、非常に要件が、ハードルがまだ高い市もありまして、甲斐市は他市から比べると投下固定資産額とかは定めておりませんので、他市よりは中小規模の事業者、また他市の要件の規定よりは優遇しているんじゃないかなとは思っています。

○委員長（清水正二君） いいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 担当の課長さんが前向きな姿勢でもって取り組んでくださっているようですから、市長もそういう考え方でいると思うんですけども、今後これからもせっかく条例を制定するんでしたら、魅力のある条例にだんだんもっと検討して、ぜひとも甲斐市でもって企業を起こしたいというような人が大勢来れるような、奨励できるような条例にしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

○委員（小浦宗光君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 中小企業の皆さん、それから雇用の機会均等を図るということで大いに評価をしているところでありますが、ただ、その中で1つは企業誘致の条件、これは先ほどもっと固定資産も長くしたほうがいいのか、あるいは額をふやしたほうがいいのかという意見がありましたけれども、結局入ってくる企業から固定資産税を3年間免税するということになると、それだけ市の財政的な負担でありますけれども、減ることになりますよね。その辺を1つ危惧しているということと、あと敷地面積が1,000平米以上、また延べ床面積が500平方メートル以上ということとありますと、場合によっては敷地が1万平方メートル、敷地面積ですね。1万とか1万5,000とか、それから延べ床面積が5,000とか、いわゆるかつて問題になりましたイオン、それからユニー、これはラザウオークですが、大分県の指導もあって、面積を縮めたという経緯もあります。そういう点を考えますと、これが果たしてそういった大企業の誘致にもなりかねないと。そうするとかえって中小企業の皆さんの支障にもなるということにも刃の剣じゃないですけども、そんなふうな気がするんですが、課長さんの見解はいかがでございますか。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 幾つかご質問をいただいたと思いますが、まず交付の期間の3年ですが、やはり固定資産税分を3年間相当額として奨励金としてお渡しするわけですか

ら、最低でも10年ぐらいは同じ場所で継続して操業していただかないと、当初の目的を達成できないということで、10年という期間を設けました。これは旧竜王町の赤坂テクノポリス構想に基づく奨励金のときも3年という期間を設けました。

あと面積の件ですが、他市の状況を見ましても、3,000平米以上とかが一般的なものが多くて、1,000平米というのは2つの市だけの状況になっておりますので、面積的にも先ほど藤原議員のほうからも商工会の工業部会の方々のご意見も参考にしながら、面積も決めさせていただきます。

○委員長（清水正二君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） もう一つ、平成19年4月に国が制定した企業立地促進法、この中身については私が言うまでもなく御存じだと思うんですが、これとの関係がどうなのかということと、誘致された企業が採算が合わなくなるということになれば、10年はいなきゃいけませんけれども、その後は撤退しても構わないということになると思うんですよね。

それから、もう一つ雇用の問題で、正社員ということで迎えるということではなくて、臨時、

○委員長（清水正二君） すみません。樋泉議員、一問一答ですので、絞ってお願いします。

○議員（樋泉明広君） それはずっと一問、違うか。すみません。だから、1つは企業立地の促進法の流れを組むもので、誘致企業として、やはり正社員として迎え入れるばかりではなくて、企業の経営が難しくなれば、臨時雇いも入れるということにはならないのかということで、正社員ということは書いてあるようですが、その辺はいかがですかね。それも憂いているんです。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） こういう雇用情勢、経済情勢の中、有効求人倍率も0.56ぐらいだと思いますが、非常に厳しい中、やはり生活を安定させていただくには、こちら側から企業側に対して正規雇用で何とか雇用して、継続してもらいたいということが市民のためにもなりますし、市民の生活の確保という点では正規雇用、雇用保険に入っている人ということで規定をさせていただきました。

○委員長（清水正二君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この条例は新たに他の地域あるいは個人等が設立をすることに支援する条件ということでよろしいですか、あくまでも新たに。



○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 条例の中でお話ししましたとおり、新規に参入ということで、1つつけ加えたいのは、現状ある企業さんが隣の土地を買収して立地する場合でも新規立地になりますので、新たに土地を取得して建物を建てると、工場を建てると、こういった場合も含まれるという解釈です。

○委員長（清水正二君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そこを確認したかったんですけども、そういうものがどこかにうたっていないと、これじゃよくわからないですよ。そういうところをやっぱり例えば商工会とか甲斐市内にいる事業者がそういう優遇措置があるよということを、このものを提示してもわからないから、そういうところをきちっとやっぱり説明をしてもらわないと、これは重要なところですよ。外から新たに来る人がやるよりかも、今いる甲斐市の人たちによりいいことを提案してやるということがこの趣旨だと思うので、その辺やっぱりしっかりやっていただきたい。そうすると、甲斐市内の業者が今工場が しかないけれども、こういう広いものをつくって、さらに拡大していこうという、そういう意欲も出てきますよね。その辺のところをやっぱりきちっとアナウンスしていく必要があるし、ここでは一番重要なところなので、そこをやっぱり早目に説明をしていただきたいかったというふうに思います。

○委員長（清水正二君） 答弁は。

○議員（内藤久歳君） 答弁してください。

○委員長（清水正二君） 花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 面積等年数や今の立地要件については、パンフレットなどをつくってわかりやすく今後も内容を説明していきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） この間の説明のときの資料で、企業立地の支援制度の対象業種、製造業、情報通信、運輸、郵便、卸売、学術・開発研究機関など、この条例のところになったら、その対象業種みたいなことは触れてなさそうに感じるんだけれども、今この辺はどうなんですかね。

○委員長（清水正二君） 先ほども同様の質問がありましたけれども、再度いいですか。

○議員（斉藤芳夫君） 何でもいいということになってしまうということなんですか。条例として書かないということは。

○委員長（清水正二君） 当局の答弁を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） 先ほどお話もありましたが、条例を受けて、規則のほうに職種、これは規則の第2条のほうに対象業種を規定いたしました。

○委員長（清水正二君） 斉藤議員、再質問しますか。

○議員（斉藤芳夫君） わかりました。ありがとう。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第46号 甲斐市企業立地支援条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第46号 甲斐市企業立地支援条例の制定の件についてを終わります。

ここで職員の入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第52号 甲斐市公共下水道使用料徴収事務の委託についてを議題といたしま

す。

当局の説明を求めます。

猪股上下水道部長。

○上下水道部長（猪股兼幸君） 大変ご苦労さまでございます。

初めに、私のほうから簡単に下水道の使用料徴収事務委託につきまして説明をさせていただきます。

甲斐市に合併して以降、敷島地区の下水道の使用料の徴収率が低い状況にあったということで、改善が必要だということで懸案事項になっていたわけでございますけれども、甲府市の上水道の徴収率が99%というように高いことから、甲斐市、中央市、昭和町の2市1町で甲府市水道局と下水道の使用料徴収業務の委託について今日まで協議を重ねてきたところでございます。今回甲府市上下水道局による2市1町の一括徴収ということが実現しようとしております。今回議案第52号の甲府市へ下水道使用料徴収事務委託のための規約を提出をさせていただきましたので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○委員長（清水正二君） 廣島課長。

○下水道課長（廣島 眞君） それでは、35ページのほうをお開きいただきたいと思います。

議案第52号 甲斐市公共下水道使用料徴収事務の委託についてでございます。これは自治法に基づきます252条の14、第3項において準用する同法第252条の2、第3項の本文の規定により議会の議決を求めるものであります。252条の14につきましては、地方公共団体が協議することにより、規約を定めて一部の事務委託ができるということになっております。

提案理由であります。水道料金と公共下水道使用料をあわせ徴収するため、甲斐市公共下水道使用料の徴収事務の一部を甲府市水道事業管理者に委託したいので、この案件を提出するものであります。

次の36ページをお開きいただきたいと思います。

甲斐市と甲府市との間における公共下水道使用料徴収事務の委託に関する規約でございます。これにつきましては、甲府市の水道事務給水区域の公共下水道の使用料徴収に関し、下記の事務の委託を行いたいということで、1番から6番まであります。下水道の使用料の調定、納入通知、収納、還付、減免、督促と、この6点の徴収委託をお願いしたいと。

それから、第2条でございます。事務の管理及び執行については甲斐市下水道条例18条、甲斐市下水道使用料条例、それから下水道使用条例施行規則に定めるところのものといいたします。

第3条経費の負担でございます。委託をするに当たって、甲斐市が甲になりますが、甲府市のほうへ要する経費を支払うということで、委託料1件当たり600円を協議してまいりました。この600円は消費税込みでございます。

第4条収入の帰属、当然甲府市が徴収、それから督促、その他をした中の徴収額については甲斐市に帰属をすると。甲斐市に必ずくださいよということでございます。

それから、第5条では収入及び支出の経理、これについては甲府市がちゃんと行い、経理を明確にしておくということがうたわれております。

それから、第6条収入及び支出の精算、毎年速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その内訳通知を甲斐市に甲府市が行うということになっております。

以上雑駁な説明でございますが、甲斐市の敷島町地区の徴収率が今まで95%、ほかの竜王地区、それから双葉地区は98%以上の徴収率になっており、敷島地区が非常に少ないということで、これを甲府市の徴収率の99%まで上げて、費用負担の不公平がないような形をとりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はございますか。

藤田委員。

○委員（藤田 悟君） この件については大変長年の懸案で、大変なご努力をしたということ聞いております。1つお聞きしたいのは、この逆のパターンがあるんでしょうか。例えば甲府の方が甲斐市のを使っているということですね。今は甲斐市の方は甲府の水を使っているということですよ。逆のパターンはありますか。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） これは多分区域外の給水のことだと思います。甲斐市にいながら甲府の水道を使っているという逆のパターン、甲府へ水道を甲斐市のほうからやっているというパターンも区域外で協定をしまして、そういう部分もありますが、その部分についてはあくまでも甲府の水道のメーターの中へ下水が入っている部分の徴収委託ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 藤田委員。

○委員（藤田 悟君） ということは今回のような徴収率が低くなるというような懸念はないということの理解でいいですか。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 敷島地区の下水道の徴収率が低い理由なんですけれども、これはアパートに住んでいて、住所を持ってこなくて、そのままよそへ転出をしてしまったと。ただし、水道で水をとめる場合には料金が後々またかかってきますので、その人は住所を持ってこなくても水道局へ連絡をして、停水をかけてから転出をします。そうしますと、下水道の料金は住所を持ってこない、追っかけられないという原因で徴収率が非常に落ちていたと。そこをここで甲府市の水道の停水がかかる場面で徴収ができるということで徴収率は非常に上がるものと期待しております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

山本委員。

○委員（山本英俊君） 先ほど95%の徴収率が99になるということで、それですと1件当たりの委託料が600円かかる。金額的にはどのくらいの徴収の率というか金額の面をちょっと教えてもらえれば。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 1件600円の委託料を払って、甲斐市が今までどこまで回収できるかというご質問だと思います。今甲斐市で甲斐市の水道局のほうへ徴収委託を1件当たり350円でしております。それから、甲府市のデータ委託、これが214円かかっておりまして、564円が委託料としてかかっております。これがあと36円足すことによって、徴収が99%になると見込んでおりまして、約1,500万になります。95万ほど上乗せをすることによって、徴収率が約99%ということで換算すると、1年間で約250万ほどプラスになります。その中で長い目で今までの未納の分が少しでも改善されればなと考えております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第52号 甲斐市公共下水道使用料徴収事務の委託について討論、採決を行

います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第52号 甲斐市公共下水道使用料徴収事務の委託についてを終わります。

以上で、条例等の審査を終了します。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。4時5分再開をいたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時04分

○委員長（清水正二君） 会議を再開します。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費について当局の説明を求めます。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） ご苦労さまでございます。

それでは、農林振興課の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書14、15ページをお願いをしたいと思います。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費につきましては、補正前の額6,051万5,000円に対しまして45万円の増額をお願いをいたしまして、6,096万5,000円とするものでございます。

財源の内訳につきましては、国県支出金22万5,000円につきましては県支出金の特定鳥獣適正管理事業費補助金でございます、22万5,000円が一般財源となっております。

007有害鳥獣捕獲等対策事業45万円につきましては、第8節報償費の増額をお願いするものでございまして、内容につきましては、県におきまして山梨県における野生鳥獣捕獲対策の概要をまとめたところでございます、この中で野生鳥獣の捕獲目標が定められたところでございます。特にニホンジカにつきましては増加傾向にありまして、生息数の減少をさせるということの中で、市町村の管理捕獲目標を当初計画より2,430頭ふやしたところでございます。それによりまして、県下の市町村に捕獲頭数の配分がなされたということの中で、本市におきましては30頭の内示を受けたところでございます。これによりまして、当初計画しておりましたニホンジカにつきましては50頭、イノシシにつきましては70頭ということで、合わせて120頭を当初予算で予算計上しておりましたけれども、今回の内示によりましてニホンジカの捕獲頭数30頭分につきましては、その経費といたしまして第8節の報償費45万円の増額をお願いするものでございます。

次に、第5目農地費でございますけれども、こちらにつきましては財源更正をお願いするものでございます。

その他財源6万2,000円につきましては、分担金及び負担金ということの中で、県営茅ヶ岳かんがい排水整備事業に伴います圃場のかんがい施設負担金といたしまして、給水栓の設置にかかわる負担金の歳入がございます。それに伴いまして一般財源を減額いたしまして財源更正をするという内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第6款農林水産業費、第1項農業費についての質疑を終了します。

ここで職員入れかえのため暫時休憩します。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○委員長（清水正二君） 会議を再開します。

続きまして、第6款土木費、第2項道路橋梁費について当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 建設課から補正の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算説明書14ページ、15ページ、あわせまして建設経済常任委員会資料3ページの下芦沢線道路改良工事補正資料、平面図、これもあわせまして見ていただきたいと思います。

まず、予算説明書のほうで説明させていただきます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費の補正前の額9,749万8,000円に対しまして184万7,000円を増額補正いたしまして、合計額9,934万5,000円とするものであります。

財源内訳につきましては、地方債で辺地債680万円の増額、一般財源495万3,000円を減額するものです。当初予算編成におきまして簡易水道の移転補償費につきましては、辺地債の対象にならないということの中から一般財源で対応しておりましたけれども、縣市町村課に相談したところ、辺地債の対象該当になるということから、一般財源を減額しまして、辺地債ということの中で増額するものであります。

歳出の事業概要について説明します。

001道路新設改良事業につきまして、15節工事請負費、これにつきましては150万円を減額しまして、22節補償・補てん及び賠償金334万7,000円を増額しまして、差し引きで全体184万7,000円を増額するということです。具体的には敷島地区の北部の下芦沢地区、下芦沢線道路改良工事でございます、A3判の資料を見ていただくとわかると思います。右の上に位置図がございまして、場所は上福沢を市道小川線を北へ進みますと下芦沢地区にあります。下芦沢地区約30戸の集落でありまして、集落内の市道下芦沢線延長約600メートルを6年かけて施工するものでありまして、昨年106メートル、ことしは104メートル拡幅改良をするものであります。

まず、工事請負費の150万の減額ですが、今年度道路工事施工延長104メートル、道路幅員4メートルの工事を予定しておりますが、図面の中央下にありますけれども、岡田一徳氏



の宅の市道下芦沢線入り口部分、これを工事の減額部分と表記してあります。予定では入り口部分の拡幅道路工事及びブロック積み工の構造物を施工する予定でございましたけれども、道路の反対側に、図面の中央上にありますけれども、大型の構造物、L型の擁壁を設置するものでありまして、現状の道路、2メートル少ししかないんですけれども、掘削されて、岡田一徳氏の出入り口が封鎖されるような状況になりますので、よって、岡田一徳氏所有地側のブロック積み工などの構造物の施工を今年やりますと、出入りが不可能になるということがわかりましたので、水道の仮設配管もありまして、岡田一徳氏の敷地内の現状の構造物、石積みの位置に設置するということがあります。工事中は仮配管を移動することができないということから、本年度の施工は見送り、翌年度にこの部分については施工すると。これによりまして工事費150万、その部分だけは減額させていただくと。

次に、補償・補てん及び賠償金334万7,000円の増額ですけれども、これは水道の移設補償の増額であります。昨年10月に予算編成等の関係の中で、図面の工事施工箇所について建設課、上水道課等の職員で打ち合わせをしました。図面上での協議で、もっと突っ込んで打ち合わせをすればよかったんですけれども、水道施設工事の必要な場所が図面の左側、起点岩崎さんのあたりから始まるんですけれども、①の部分です。ここの部分について50メートル、ここを確認して、翌年度の予算編成に水道移設補償費ということで420万円を計上いたしました。それも本年度に入りまして5月、工事区間の現地におきまして、建設課及び上水道課の職員並びに水道管の移設設計を受注しております。太陽設計と現地で協議をして、図面の右下にございます水道工事追加箇所ということで約38メートル、これが現存しているということの中で追加ということになりました。

昨年度予算計上した場所ということで、図面左側の当初水路工事①ですが、予算箇所約50メートル、今回判明した配水管の布設がえが必要な箇所約38メートルを含めまして、並びにこの配水管の下流まで多くの給水地域がありまして、上福沢、下福沢地区もあります。長期間の断水はできないということのため、この工事区間全域で凍結防止の管150メートル、1と2の間そっくりなんです、150メートルの仮配水管の設置が必要になりました。4月、上水道課におきまして水道移設工事費及び設計費を積算した結果、水道移設補償費として754万7,000円ほど必要ということになりまして、既存の予算の420万がありますから、それを差し引きまして、水道移設補償費ということで334万7,000円を増額補正するものがあります。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第8款土木費、第2項道路橋梁費についての質疑を終了します。

次に、第8款土木費、第4項都市計画費について当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） どうもご苦労さまです。

それでは、都市計画課の補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第2目幹線道路整備費につきまして予算の組み替えをお願いするものであります。幹線道路整備事業につきましては、現在開発1号線、滝坂希望ヶ丘線、大袋大久保線の道路新設及び改良工事を行っているところであります。開発1号線、滝坂希望ヶ丘線につきましては平成25年度、大袋大久保線につきましては本年度末の完成予定で現在工事を進めているところであります。今回の補正につきましては、滝坂希望ヶ丘線の用地取得の確定に伴うものと、開発1号線にかかわります用地につきまして用地交渉を進めておりますが、現時点では年度内の契約が難しい状況であり、用地取得に伴います経費を減額をしまして、工事の進捗を図るため工事費を増額し、これによりまして、配分を受けております補助金であります社会資本整備総合交付金の弾力的な執行を行うため、今回予算の組み替えをお願いするものであります。

それでは、節ごとに説明をさせていただきます。委託料の102万円の減額につきましては、開発1号線に係ります補償物件調査業務の委託料の減額であります。

15節工事請負費5,757万円につきましては、開発1号線、滝坂希望ヶ丘線の工事費を増額するものであります。

17節の公有財産購入費は先ほどの開発1号線の用地の305万円の減額でございます。

下の22節の補償・補てん及び賠償金5,350万円の減額につきましても、開発1号線等に関係します補償費を減額させていただくものであります。

次に、3目下水道費600万円の増額につきましては、下水道事業特別会計への繰出金であります。詳細につきましては下水道事業特別会計でご説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。よろしくお願います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明で用地買収のところがちょっと難しいということが言われていますけれども、その状況をちょっとお答えできますか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ただいま説明をいたしました開発1号線に関係します地権者につきまして現在用地交渉を進めておりますが、地権者と合意がまだなされていないという状況で先ほど減額をお願いしたわけですが、交渉の内容といたしましては、補償の内容で若干市との金額の差があり過ぎまして、厳しい状況であるわけですが、現在も交渉等は進めておりますが、先ほど説明いたしましたように、補助金の関係により今回組み替えをお願いしたということがございます。

○委員（藤原正夫君） もう一点いいですか。

○委員長（清水正二君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、ちょっと今の段階は交渉を続けておるとのことだけれども、単価が合わないというような説明ですけれども、このまま例えば平行線でいった場合はどんなふうな考えを持っていますかね。考えというか策を講じるとか、そういうことはまだあれですか。

○委員長（清水正二君） 武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） 今後につきましても粘り強く交渉をしてご理解を得るように頑張りたいと思いますが、工事等も進んでおります。今後交渉の状況を見る中で収用法による法的手続も検討していかなければならないかなということがございます。

○委員（藤原正夫君） じゃ、いいです。今現在それであればいいです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに委員の質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なしという言葉ですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第8款土木費、第4項都市計画費の質疑を終了いたします。

以上で、議案第48号 平成24年度一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案第48号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の審査を終了します。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第50号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここでお諮りします。簡易水道事業特別会計の審査の方法であります。歳入歳出一括で説明を受け、審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、議案第50号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出一括で説明を求めます。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） ご苦労さまでございます。

それでは、平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の29ページになりますが、初めに歳入から説明させていただきます。

34、35ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、節の2工事負担金334万7,000円につきましては、先ほど建設課のほうで説明がありました市道下芦沢線道路改良工事にかかわる簡易水道事業の配水管の布設がえ工事の負担金の増額でございます。

続きまして、歳出になりますが、ページをめくっていただきまして、36、37ページをお願いいたします。

第1款事業費、節13委託料17万7,000円の減額につきましては、同線にかかわります配水管布設がえ工事設計業務委託の契約差金による不用額でございます。

節15の工事負担金352万4,000円の増額につきましては、この委託によりまして新たに判明しました支障箇所にかかわる経費の増額分でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計の歳入歳出補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 傍聴議員の質疑がなければ、質疑を終了いたします。

これで議案第50号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第50号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会に付託されました議案第50号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を終了します。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時30分

○委員長（清水正二君） 会議を再開します。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第51号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここでお諮りします。下水道事業特別会計の審査の方法であります。歳入歳出一括で説明を受け、審査したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、議案第51号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で説明を求めます。

当局の説明をお願いいたします。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 下水道特別会計の補正予算をお願いしたいと思います。

44ページ、歳入をお願いいたします。

44ページ、一般会計の繰入金で600万の増額でございます。これにつきましては、下水道にかかわる耐震工事の中で、今まで社会資本総合交付金というものがございました。これが名称が変わりまして、緊急防災減災事業という名称に変わったということで、一般会計の起債、今までは下水道特別会計の起債を充てておりましたが、一般会計の起債を充てられるということで、事業費2,000万に対する国費分1,000万、残りの60%が一般会計の起債ですということで、今回一般会計の繰入金として起債部分を歳入として見込んでおります。

それから、繰越金でございますが、1,575万8,000円の増額です。これは歳出のほうに出てきますが、甲府市へ徴収委託をするためのコンピュータのカスタマイズ費、これは2市1町で負担をするということで、大きな金額が歳出のほうで出てまいります。これは繰越金を充てるということでご理解いただきたいなと思います。

次に、46ページ、歳出でございます。

19節の一番大きい負担金でございます。甲府のコンピュータのカスタマイズをするため、ソフトウェアを直したり、それから総合試験、セットアップ、それからハードウェアといった部分の項目で、甲府市のコンピュータを改良するということで、全額5,922万円の負担が強いられます。その中で中央市、それから甲斐市、昭和町のそれぞれの分担がありまして、昭和町においては甲府市と同じNECのコンピュータを使っておりますから、若干少ない金額1,886万5,000円、甲斐市と中央市は2,017万7,500円のカスタマイズ費を今回計上してございます。

また、需用費並びに役務費につきましては、使用料の徴収が甲府市になりますよといったものの啓発用のチラシ、それから郵便料でございます。

それから、公共下水道費の財源更正であります先ほどの一般会計の起債部分の繰入金、そ

れから一般財源を参画し、繰入金を600万財源更正ということでご理解いただきたいと思  
います。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 歳入のほうになるかと思えますけれども、繰越金の1,575万8,000円  
の中で、今の説明だと甲府市へのコンピューターの2市1町で負担をされると言われたけれど  
も、負担割合というのは決まっているんですか。当然町になると、昭和町はあれだと思っ  
てはいますが、この負担割合というのをちょっと教えてもらえますか。

○委員長（清水正二君） 廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 基本的には3分の1ずつということなんですけれども、カスタ  
マイズで若干の違いが出てくるということで、ソフトウェアの開発ではちょっと難しいこと  
が書いてあるんですけれども、加工ツールの作製費等が半額になっている。約100万が49万  
といった中と、それから入力コンバート費用が、コンピューターにぶち込む、やっぱり金額  
が同じNECを昭和町も使っているということで、その辺の金額が下がるということで、ほ  
ぼ同じような金額で、昭和町が110万ほど安いと。

○委員（藤原正夫君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） よろしいですか。なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第51号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
の質疑を終了します。

これより本委員会へ付託されました議案第51号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で、本委員会へ付託されました議案第51号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を終了します。

以上で、議案審査を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時39分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

その他を行います。

双葉支所地域課より報告があるようですので、説明をお願いいたします。

輿石地域課長。

○双葉支所地域課長（輿石倫雄君） どうもお疲れさまです。

双葉支所地域課から1件報告がありますので、お願いいたします。

配付しました追加資料のUTYテレビ報道の件につきまして説明させていただきます。

昨日の28日、火曜日ですけれども、午後6時15分のUTYニュース、ニュースの星という番組で、甲斐市龍地地内で奇妙な現象が起きているとの報道がありました。その報道内容、経過について報告させていただきます。

報道内容につきましては、甲斐市龍地500の7番地の羽川比呂子さんというお宅から湧水が出ていると、奇妙な現象が起きているとの映像と地域課職員への報道取材がありました。その経緯・経過につきましては、2カ月前にさかのぼりますが、6月28日に上水道課のほ

うに漏水しているのではないかという連絡があり、その調査の依頼がありまして、上水道課で調査した結果、漏水ではないと判明をし、本人に報告しております。

また、7月10日に上水道課より地域課のほうに漏水ではないので、北側の水路の確認が必要であるという報告がありまして、その同じ日に職員が1名現地確認をしております。

また、7月12日に再度職員2人で近隣者の周辺の話の聞いたり家の周りの状況を調査しております。

それから、7月13日、金曜日にその調査した報告を電話でしまして、擁壁の水抜きパイプが詰まっているので、点検をするよう本人のほうに指導をいたしました。

また、月が明けまして8月20日の月曜日ですけれども、午前中羽川氏、また石川さん、羽川氏のお姉さんでありますけれども、また秋山さんという隣の家の方ですけれども、3氏が地域課に来庁して、個人で道路側の擁壁に水抜きパイプの工事をするので、それが終わったら再度確認をしていただきたいという依頼がありました。その同日に職員1名が羽川さんと立ち会いし、水抜き工事の場所とかを確認し、工事が終わった後には確認するという約束をしました。

それから、きのうであります、8月28日の午前中に石川さん、羽川さんのお姉さんから、水抜き工事が終わったので、現地確認をしてくださいという連絡があり、職員二人で現地確認に行きました。行ったのは午後2時ごろになりますけれども、そのとき現場で見た状況でありますけれども、新たに設置した道路側の水抜きから水が流出しており、現地確認していたところ、先に来ていたUTY放送局から取材を受けることになったということで、後で聞いた話ですけれども、UTYのほうに連絡したのは羽川さんのお姉さん、石川さんがUTYに連絡してあったようです。取材の内容につきましては、本件の原因が何かと聞かれまして、原因は調査中で不明であるということ伝えて報道は終わっております。

それから、UTYが帰った後に石川さん、羽川さん、秋山さんが見えましたので、湧水の原因については引き続き市のほうで調査を行って対応していくよう伝えてあります。

それから、図面のほうで説明いたしますが、A3のほうの図面ですが、地図の場所ではありますが、位置図、平面図、断面図について説明いたします。

位置図の場所でございますが、地区は双葉地区の滝坂地区になりまして、ホテル神の湯温泉の南側斜面の分譲地の一画であります。土地の面積については180平米ほどありまして、地番のほうが先ほど言いました龍地500番地の7であります。

平面図につきましては、敷地の北側のほうに住居の建物がありまして、南側が入り口とな

っております。東側と南側に高さ1.5メートルの土どめ壁がありまして、それが写真の1番、2番になります。

それから、個人で穴をあけたものが2番の写真で、3カ所あけまして、その真ん中のところから50ミリの水抜きパイプをあけましたけれども、その真ん中のところから半分くらい水が流れ出ていると。きれいな水が流れ出ていると思います。

あと、3の写真につきましては、建物北側に国有水路が通っておりまして、その水路の状況であります。

断面図につきましては、南北の断面図であります。左側が道路でコンクリートの土どめ壁がありまして、その上にブロック2段積んでありまして、それから宅地から1メートル30のところの水抜きパイプがちょうど抜いてありまして、その1カ所から水が出ていると。道路までの高さは屋敷から1メートル50ぐらいあります。それから、右側のほうは北側のほうになりますけれども、国有水路の断面図であります。水路敷は1メートル20ぐらいありますけれども、水路が2本通っておりまして、古い旧水道の真ん中辺にまた水路を新しくつくってありまして、一部右側が土砂がかぶってありました。底がない状態でありまして、右側の水路。点、点、点となっているところが水路の底の状態でありまして、左側のほうは上流に水田がありまして、その水田から農業用水が流れておりまして、1センチか2センチ程度の水が流れております。そういう状況で、まだ現地は調査中で、原因についてははっきりしておりませんが、今後本人と約束の中で市も一生懸命対応していきますので、よろしく願いするということを伝えてありますので、一応UTYの報道がありましたので、議員さん方に報告させていただきました。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、双葉支所地域課からの報告を終了します。

引き続き、委員よりその他何かありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時49分